

難病等複数回訪問加算 1日2回:4500円 1日3回:8000円	厚生労働大臣が定める疾病等の方、特別訪問看護指示書期間の利用者様に対し1日複数回訪問した場合
訪問看護ターミナルケア療養費 1 :25000円(2500円 1割負担) 2 :10000円(1000円 1割負担)	終末期のケアを行った場合 (死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合) 1 在宅、又は特別養護老人ホームで亡くなった方 2 特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(看取り介護加算等を算定している方)
在宅患者連携指導加算 3000円	医療機関や歯科、薬局と文書により情報提供をしそれを踏まえ療養上必要な指導を行った場合
在宅患者緊急時カンファレンス加算 2000円	通院困難な利用者様のご自宅で、主治医の求めにより関連スタッフとカンファレンスを行い指導を行った場合(月に2回に限る)
乳幼児加算 乳幼児加算(6歳未満):1300円(1日につき)1800/日 ※1	6歳未満の乳幼児の訪問看護 ※1 超重症児又は準超重症児、別表7, 8に掲げる者
看護・介護職員連携強化加算 2500円(月に1回)	介護職員が吸引等を円滑に行うための支援
DX情報活用加算 50円(月に1回)	医療DX情報を活用した訪問看護の提供
訪問看護ベースアップ評価料 780円	訪問看護ステーションの処遇改善

※医療保険の自己負担はかかった費用の1～3割負担です。

自己負担の割合は保険者証に記載されています。(年齢や所得により違います。)

※医療保険制度で定められた利用回数や利用時間を超えてのサービスは全額が自己負担になります。